

5. 「障がい理由とする差別の解消」に関する調査結果の総括

福岡市は、障がいのある人をはじめ、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることのできる健康福祉のまちづくりを進めるとともに、障がいを理由とする差別をなくし、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指している。平成31年1月1日には、「福岡市障がい者差別解消条例」を施行し、障がいを理由とする差別の解消に向け、一層取組みを強めている。

こうした中、福岡市において、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりを進める際の参考として、調査結果を確認したい。

(1) 障がいのある人への接し方や意識（問29～32）

過去1年間の障がいのある人が困っているときの手助け経験（問29）は、「ある」と回答したのは約3割（29.3%）にとどまるが、多くの方は「その状況に出会うことがなかった」（63.9%）と回答している。「その状況に出合ったが、手助けしたことがない」（3.0%）はわずかだが、手助けができなかった理由（問29-1）は、「どのように手助けすればよいかわからなかったから」（61.6%）、「声のかけ方がわからなかったから」（42.5%）が多い。その状況に出合わなかったものの、実際に障がいのある人が困っている状況では、どのように手助けしてよいかわからない人は、潜在的には多いと考えられる。

今後の手助け意向（問30）は、「そう思う」という積極的な人が6割以上（65.7%）を占め、「どちらかといえばそう思う」（30.3%）と合わせると96.0%となり、ほとんどの市民は手助けしたいと考えており、市民の高い共助意識が示されている。特に、男女ともに、18～29歳の低い年代は、約7割の人が「そう思う」と積極的な意向を見せている。

障がいのある人との接し方や意識は、身近に障がいのある人の有無でも変わると考えられるが、自分自身、または日常的に関わりのある人で障がいのある人の有無（問32）は、「いない」が約半数（49.6%）で多いものの、「自分自身、家族や身近な親族」（24.2%）、「自分自身、家族や身近な親族以外で日常的に関わりのある人」（20.2%）も一定の割合を示している。

障がいのある人への差別や偏見を見たり、聞いたり、感じたりした経験（問31）は、全体では「ある」は2割（20.2%）にとどまるが、自分自身、または日常的に関わりのある人で障がいのある人の有無別（問32）にみると、身近に障がいのある人がいない人では、「ある」は1割程度（11.2%）であるのに対し、身近にいる人では3割（32.4%）を超えるなど、差別や偏見を感じる場面も少なくない模様である。一方、男女ともに、18～29歳で、「ある」が3割前後と他の年代に比べて高くなっており、低い年代は、差別や偏見に対する気付きや意識が比較的高いことも推察される。

(2) 障がいを理由とする差別の解消に向けて（問33～37）

障害者差別解消法の認知度（問33）は、『法律を知っている』（＝「法律があることも、内容も知っている」＋「法律があることは知っているが、内容は知らない」の計）は4割近く（38.5%）、福岡市障がい者差別解消条例の認知度（問34）は、『条例を知っている』（＝「条例があることも、内容も知っている」＋「条例があることは知っているが、内容は知らない」）は26.1%で、いず

れも十分な認知度ではないものの、概ね年代が上がるほど認知度は高い傾向となっている。

また、障がいのある人の生活上の制約や社会的な障壁に関わる考え方のうち、「障がいの社会モデル」の認知度（問 35）は、『言葉、考え方の両方または一方を知っている』（＝「言葉も、考え方も知っている」＋「言葉は知っているが、考え方は知らない」＋「言葉は知らないが、考え方は知っている」）は4割以上（43.9%）を占めるものの、「言葉も、考え方も知らない」が過半数（53.7%）となっており、認知度は十分ではない。「合理的配慮の提供」の認知度（問 36）も、『言葉、考え方の両方または一方を知っている』は4割未満（35.1%）で、「言葉も、考え方も知らない」が6割以上（62.0%）と、認知度はさらに低い。

障がいの有無にかかわらず、全ての人々が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりを進めるために、福岡市が今後力を入れるべき取り組み（問 37）は、「障がいおよび障がいのある人への理解に関する学校教育」（54.4%）、「障がいのある人に配慮した道路や住宅・建物、交通機関の整備」（54.3%）がともに5割以上と多い。「障がいのある人への就労支援」（42.7%）、「障がいおよび障がいのある人への理解を深めるための広報・啓発活動」（36.3%）も4割前後と、教育や情報発信、ハード整備など、必要な施策は多岐にわたる。広報・啓発活動より学校教育の方が重要と考える人が多く、男女ともに、40代以下は学校教育を重要ととらえている人が多い。

差別や偏見を解消するための教育は、これまでも学校教育の中で取り込まれてきたが、今後の手助け意向（問 30）や、差別や偏見を見たり、聞いたり、感じたりした経験（問 31）は、低い年代の方が意識の高さを見せていることは、こうした教育の成果や、その重要性を示す結果ともいえる。

差別や偏見のとらえ方は、年代によっても異なるとみられ、以前は、差別や偏見とはとらえられなかったことも、現在の基準では明確に差別や偏見ととらえられることが増えている。SNS等での差別的発言が、大きな問題となることを目の当たりにしたことのある低い年代の方が、より差別や偏見に敏感に反応し、このような意識の変化を生んでいるとも考えられる。

法律や条例などの認知度（問 33～36）は、自分自身、または日常的に関わりのある人で障がいのある人の有無（問 32）で差があるが、差別の解消に向けて福岡市が今後力を入れるべき取り組み（問 37）は、自分自身、または日常的に関わりのある人で障がいのある人の有無での差はほとんどなく、教育の重要性など、広く共通した認識が持たれている。身近な人に対する差別や偏見を見聞きすると、法律や条例で規定することの重要性を認識する人が多いと思われるが、差別解消に向けた市民の意識を高めるには、子どもの頃からの教育が重要であり、低い年代にはその成果も見え始めている。

その上で、実際に、障がいのある人に対する具体的な接し方や手助けの仕方や、障がいのある人の立場に立った、差別、偏見となる具体的な事例などを、全ての世代に、わかりやすく示していくことが重要といえる。

6. 「障がい」を理由とする差別の解消」に関する調査結果

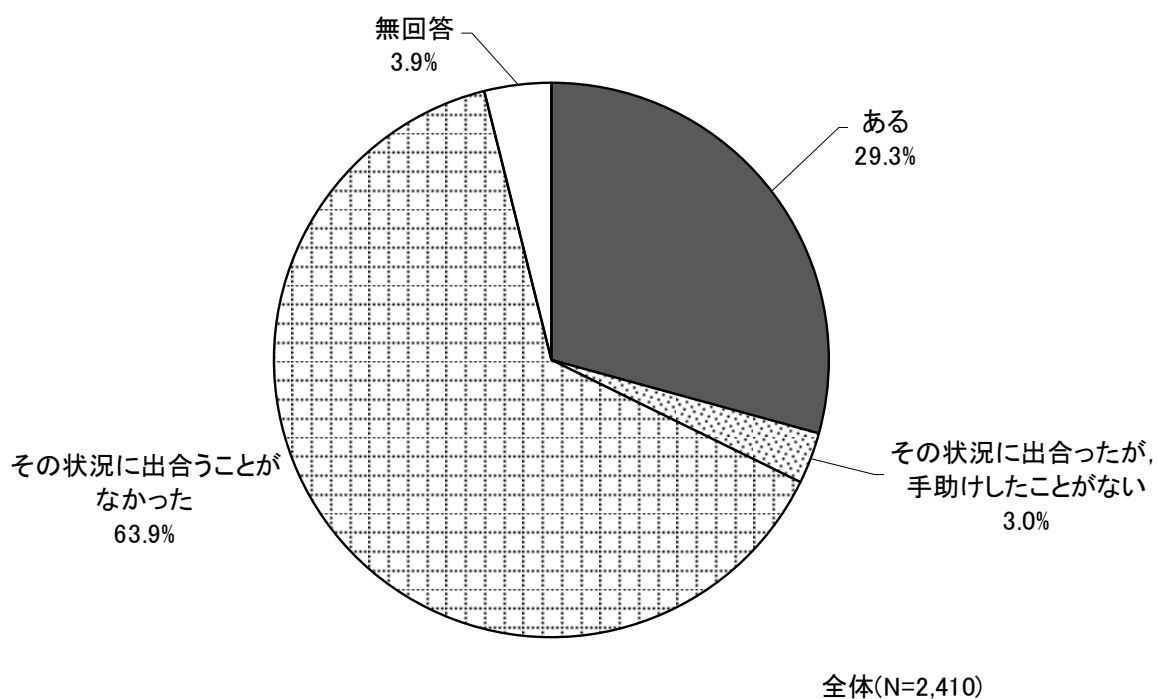
※この調査でいう「障がい」とは、身体・知的・精神などの障がい、発達障がい、難病その他の心身の機能の障がいを指します。

(1) 障がいのある人が困っているときの手助け経験

問 29 あなたは、過去1年間に、障がいのある人が困っているときに手助けしたことがありますか。あてはまるものを**1つだけ**選び、番号に○をつけてください。

過去1年間に、障がいのある人が困っているときに手助けしたことがあるかを聞いたところ、「その状況に出会うことがなかった」が63.9%と最も多く、次いで「ある」(29.3%)となっている。

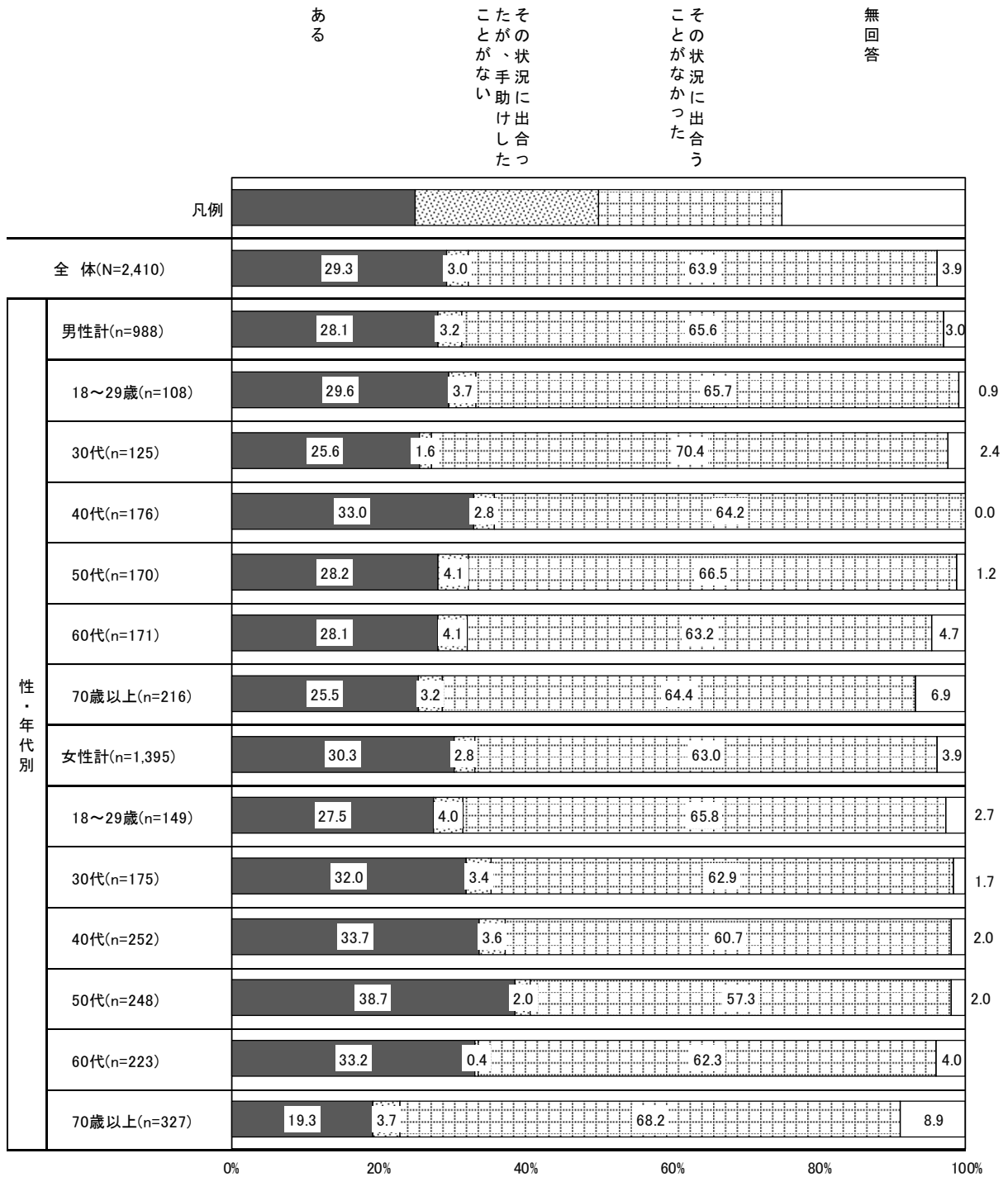
図表 障がいのある人が困っているときの手助け経験【全体】



性別にみると、大きな違いはみられない。

性・年代別にみると、女性 50 代では「ある」の割合が約 4 割となっており、他の性・年代に比べて高くなっている。

図表 障がいのある人が困っているときの手助け経験【性・年代別】



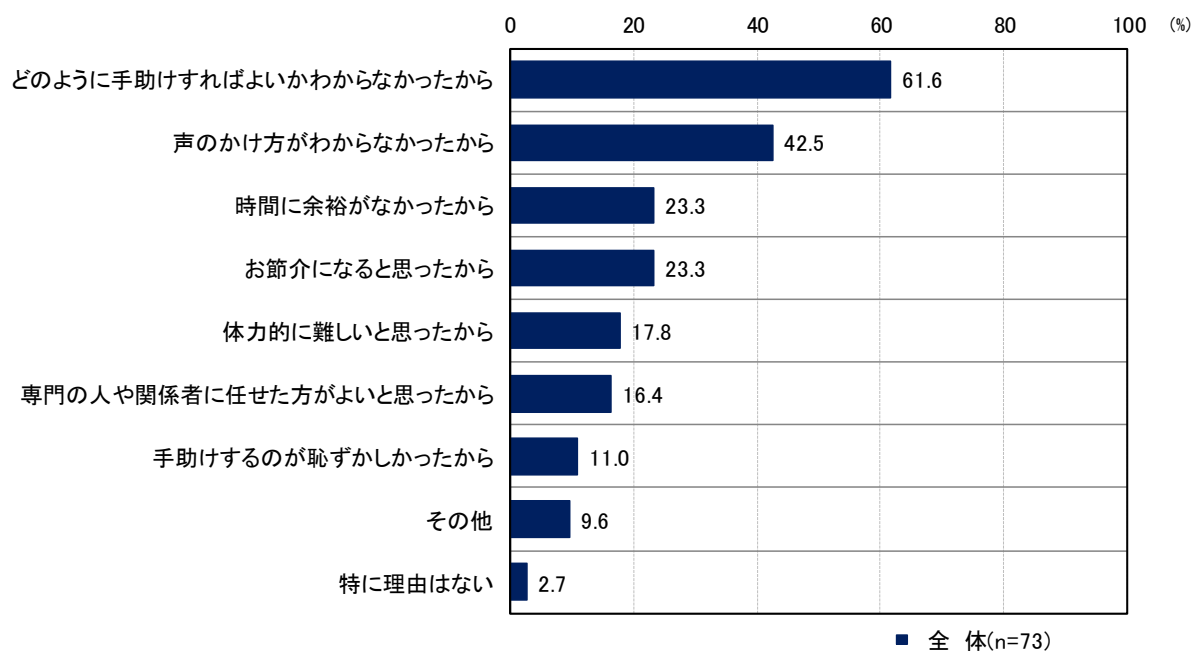
(2) 手助けができなかった理由

問 29-1《 問 29 で「2」と回答した方におたずねします。 》

その理由は何ですか。特にあてはまるものを**すべて**選び番号に○をつけてください。

過去1年間に、障がいのある人が困っている状況に出合ったが、手助けができなかった理由を聞いたところ、「どのように手助けすればよいかわからなかったから」が61.6%と最も多く、次いで「声のかけ方がわからなかったから」(42.5%)、「時間に余裕がなかったから」(23.3%)、「お節介になると思ったから」(23.3%)となっている。

図表 手助けができなかった理由【全体】※複数回答(すべて)



※無回答は皆無

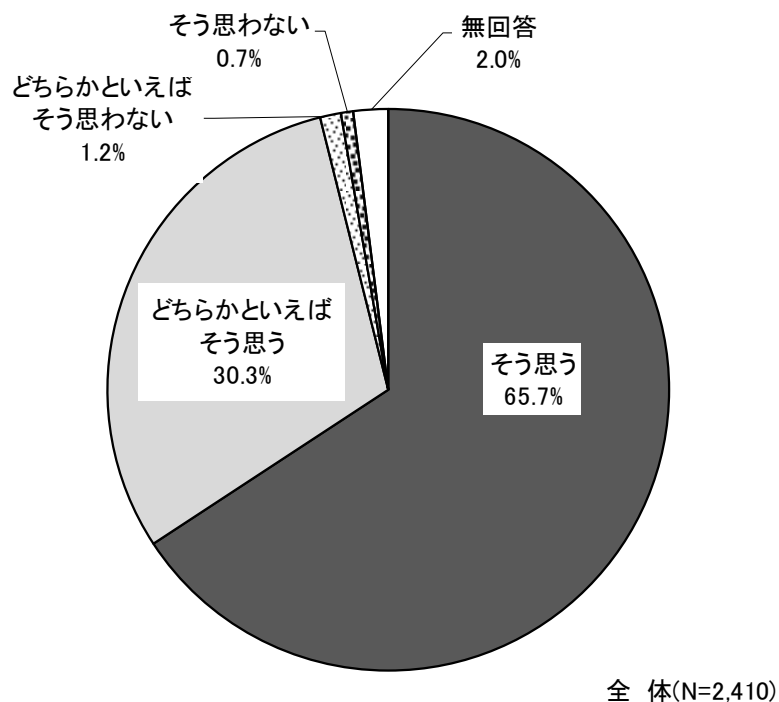
(3) 今後の手助け意向

問 30 あなたは、今後、障がいのある人が困っているときに手助けしようと思いますか。
あてはまるものを**1つだけ**選び、番号に○をつけてください。

今後、障がいのある人が困っているときに手助けしようと思うかを聞いたところ、「そう思う」が65.7%と最も多く、次いで「どちらかといえばそう思う」(30.3%)となっている。

また、『そう思う』(=「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」)の割合は96.0%で9割台後半となっている。一方、『そう思わない』(=「そう思わない」+「どちらかといえばそう思わない」)の割合は1.9%となっている。

図表 今後の手助け意向【全体】

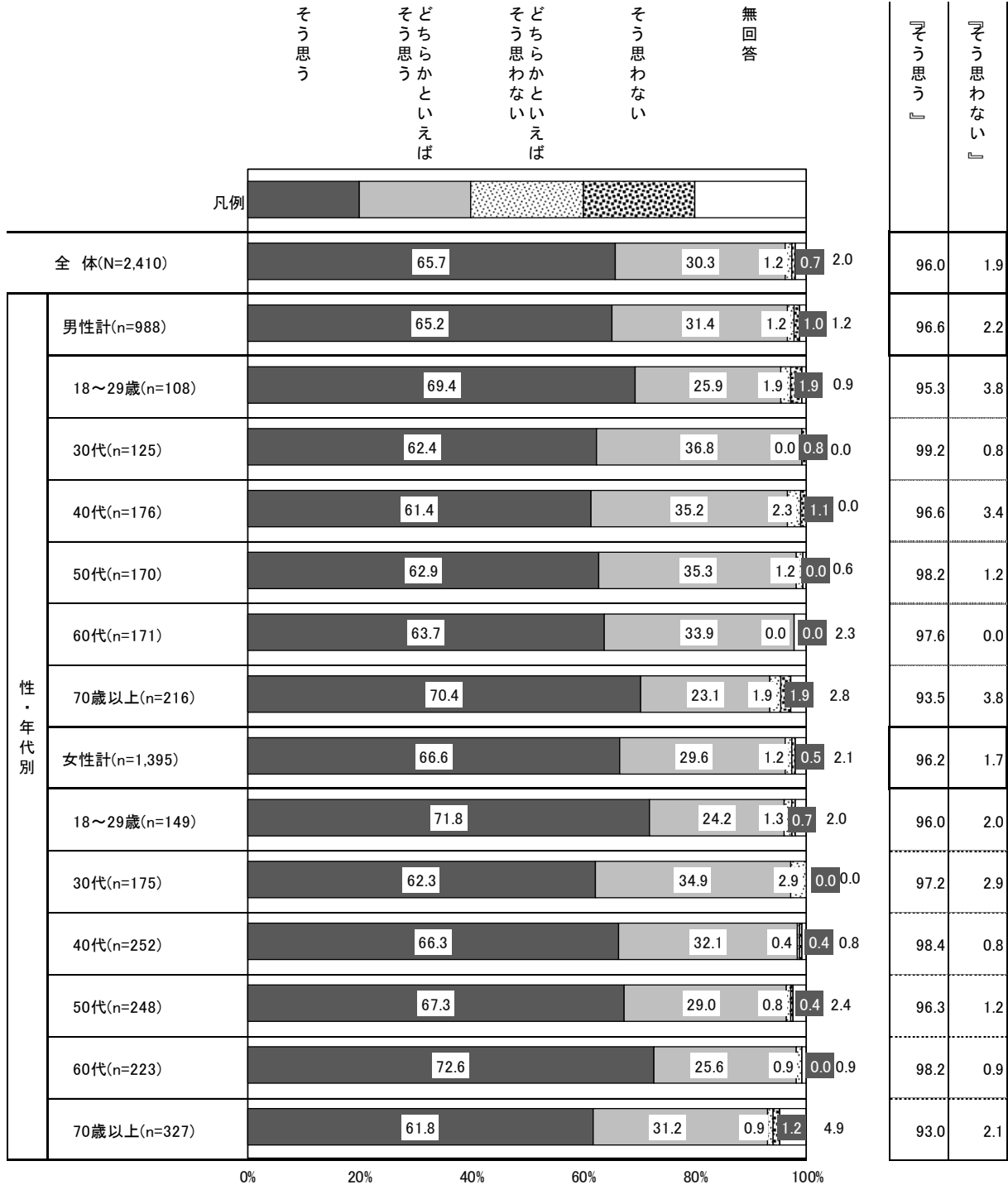


『そう思う』	96.0%
『そう思わない』	1.9%

性別にみると、大きな違いはみられない。

性・年代別にみると、男性 18～29 歳・70 歳以上、女性 18～29 歳・60 代では「そう思う」の割合が約 7 割となっており、他の性・年代に比べて高くなっている。

図表 今後の手助け意向【性・年代別】

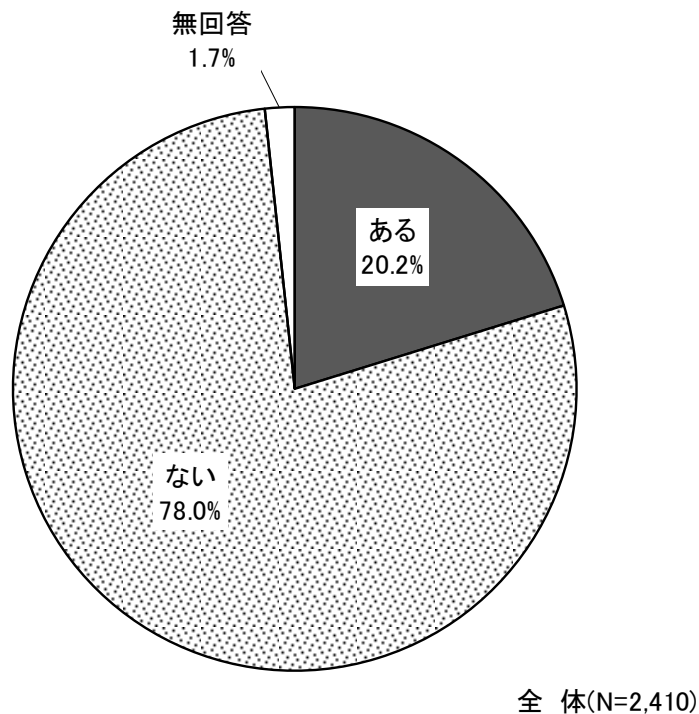


(4) 差別や偏見を見たり，聞いたり，感じたりした経験

問 31 あなたは過去1年間に，あなたの身の回り（学校，職場，地域など）で，障がいのある人への差別や偏見を見たり，聞いたり，感じたりしたことはありますか。あてはまるものを**1つだけ**選び，番号に○をつけてください。

過去1年間に，あなたの身の回り（学校，職場，地域など）で，障がいのある人への差別や偏見を見たり，聞いたり，感じたりしたことはあるかを聞いたところ，「ない」が78.0%と最も多く，次いで「ある」（20.2%）となっている。

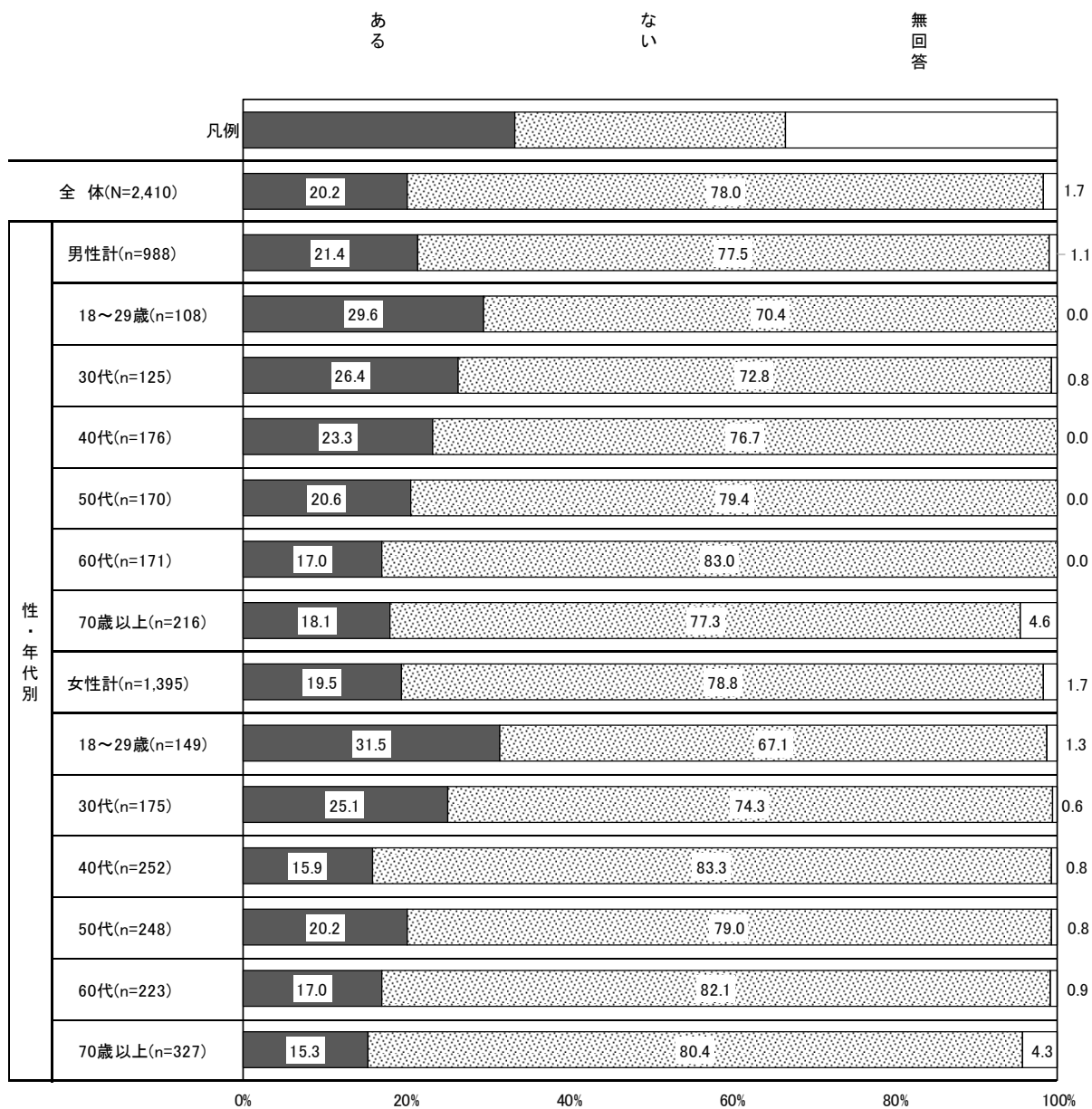
図表 差別や偏見を見たり，聞いたり，感じたりした経験【全体】



性別にみると、大きな違いはみられない。

性・年代別にみると、概ね、男女とも年代が上がるほど、「ある」の割合が低くなっている。

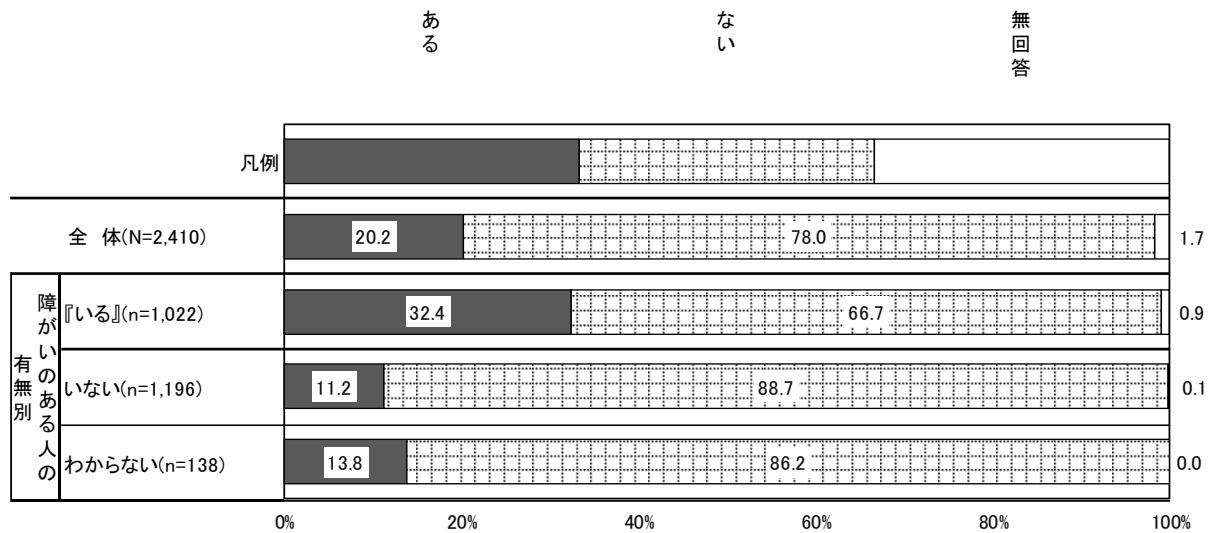
図表 差別や偏見を見たり、聞いたり、感じたりした経験【性・年代別】



自分自身, または日常的に関わりのある人で障がいのある人の有無別 (問 32, 124 ページ参照) にみると、『いる』では, 「ある」の割合が 32.4%となっており, 他の項目に比べて高くなっている。

図表 差別や偏見を見たり, 聞いたり, 感じたりした経験

【自分自身, または日常的に関わりのある人で障がいのある人の有無別】



※自分自身, または日常的に関わりのある人で障がいのある人の有無別 (図表では「障がいのある人の有無別」と略す。)の定義

- ・『いる』: 問32 (※複数回答: すべて) で「自分自身, 家族や身近な親族」, 「自分自身, 家族や身近な親族以外で日常的に関わりのある人」と回答した人
- ・『いない』: 問32 (※複数回答: すべて) で「いない」と回答した人
- ・『わからない』: 問32 (※複数回答: すべて) で「わからない」と回答した人

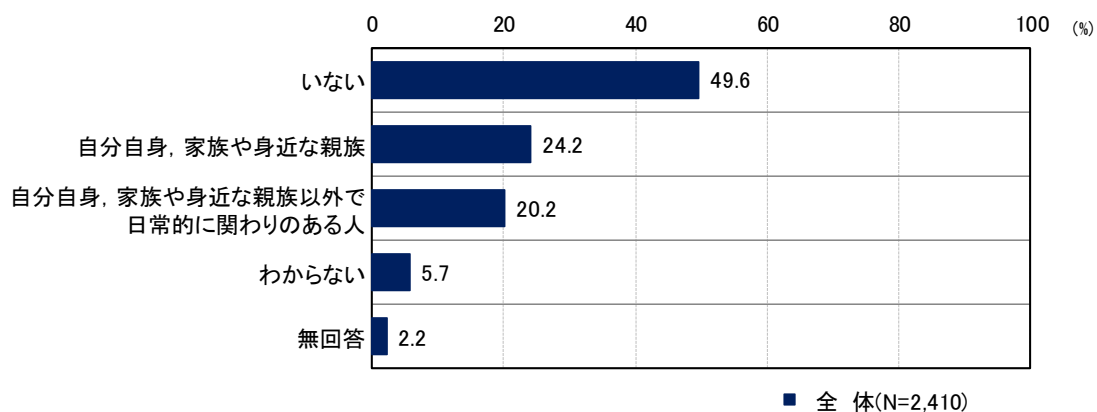
(5) 自分自身, または日常的に関わりのある人で障がいのある人の有無

問 32 あなた自身, またはあなたが日常的に関わりのある人で障がいのある人はいますか, もしくは, これまでにいたことがありますか。あてはまるものをすべて選び, 番号に○をつけてください。

自分自身, または日常的に関わりのある人で障がいのある人の有無について聞いたところ, 「いない」が 49.6%と最も多く, 次いで「自分自身, 家族や身近な親族」(24.2%), 「自分自身, 家族や身近な親族以外で日常的に関わりのある人」(20.2%) となっている。

図表 自分自身, または日常的に関わりのある人で障がいのある人の有無【全体】

※複数回答 (すべて)



性別にみると、大きな違いはみられない。

性・年代別にみると、年代間での一定の傾向はみられない。

図表 自分自身，または日常的に関わりのある人で障がいのある人の有無【性・年代別】

※複数回答（すべて）

		単位：%					
		調査数	な自分 親自身、 家族や 身近	関な自 わり親分 りの族身 の外、 あるで家 人日常族 的身 に近	い ない	わ か ら な い	無 回 答
全 体		2,410	24.2	20.2	49.6	5.7	2.2
性・ 年 代 別	男性計	988	23.2	19.6	51.5	5.6	1.8
	18～29歳	108	22.2	17.6	50.9	9.3	0.9
	30代	125	16.8	25.6	51.2	7.2	—
	40代	176	20.5	22.2	54.0	4.5	—
	50代	170	26.5	19.4	52.4	4.1	0.6
	60代	171	25.7	21.1	48.0	6.4	1.2
	70歳以上	216	25.0	15.7	51.4	3.2	6.5
	女性計	1,395	25.1	21.0	48.3	5.7	2.1
	18～29歳	149	18.8	21.5	53.7	5.4	1.3
	30代	175	22.9	18.3	50.9	11.4	—
	40代	252	23.0	25.4	50.8	3.6	0.4
	50代	248	25.4	28.6	43.5	3.6	0.8
	60代	223	31.8	19.3	46.6	3.1	1.3
70歳以上	327	25.4	14.1	48.6	8.0	5.8	

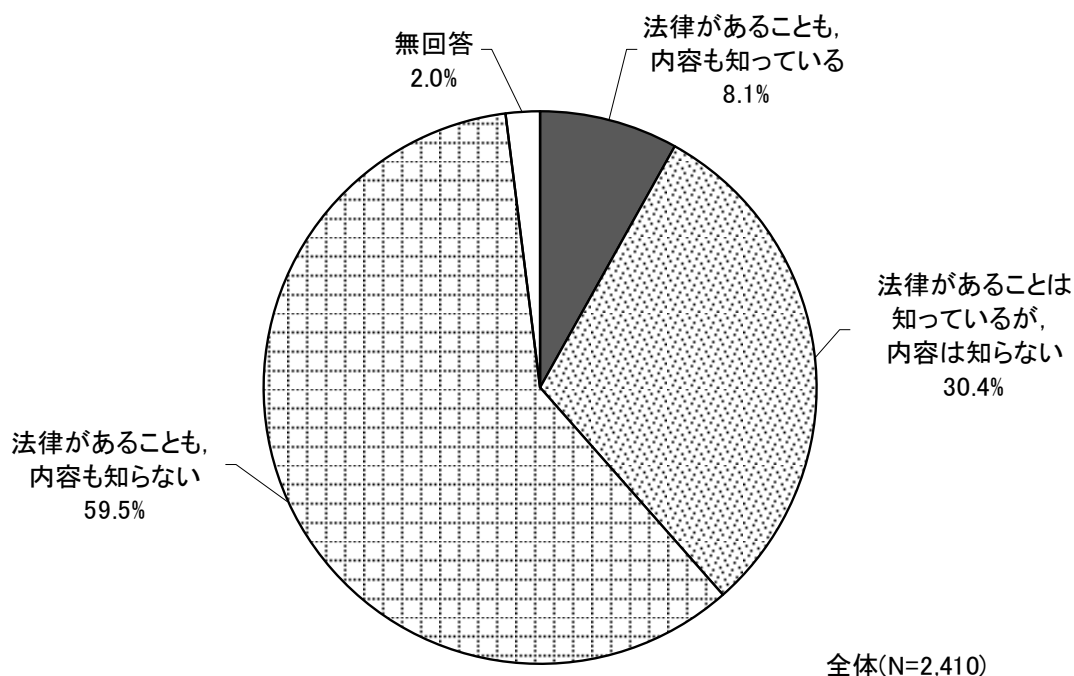
(6) 障害者差別解消法の認知度

問 33 あなたは、「障害者差別解消法*」（平成 28 年 4 月 1 日施行）を知っていますか。
あてはまるものを**1つだけ**選び、番号に○をつけてください。

障害者差別解消法について聞いたところ、「法律があることも、内容も知らない」が 59.5%と最も多く、次いで「法律があることは知っているが、内容は知らない」(30.4%)となっている。

また、『法律を知っている』(=「法律があることも、内容も知っている」+「法律があることは知っているが、内容は知らない」)の割合は 38.5%となっている。

図表 障害者差別解消法の認知度【全体】



『法律を知っている』 38.5%

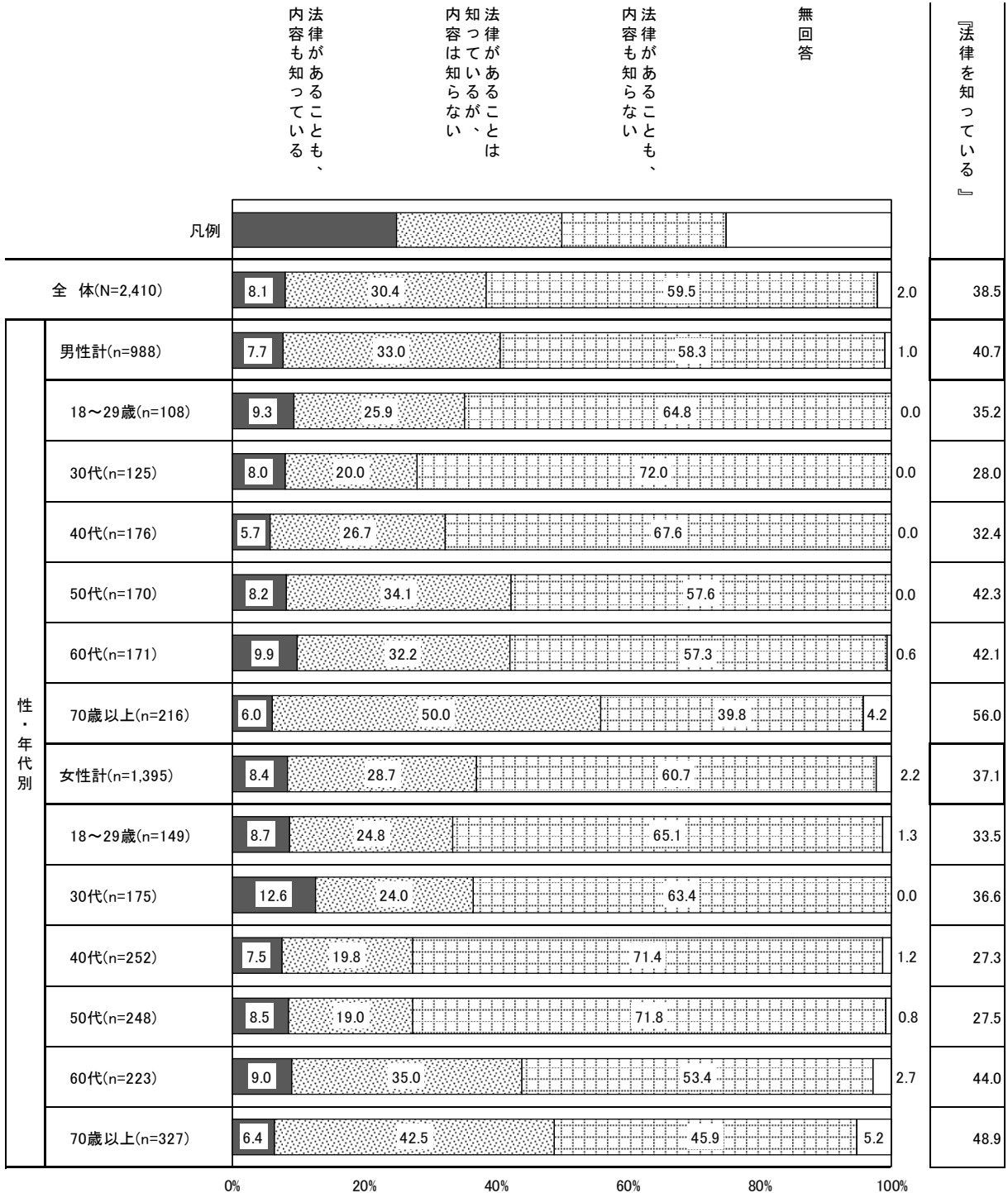
※「障害者差別解消法」 ※「福岡市障がい者差別解消条例」

障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）や福岡市障がい者差別解消条例（正式名称：福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例）は、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現するために制定された法律と条例です。

性別にみると、大きな違いはみられない。

性・年代別にみると、男性 50 代以上、女性 60 代以上では『法律を知っている』の割合が 4 割を超えており、他の性・年代に比べて高くなっている。

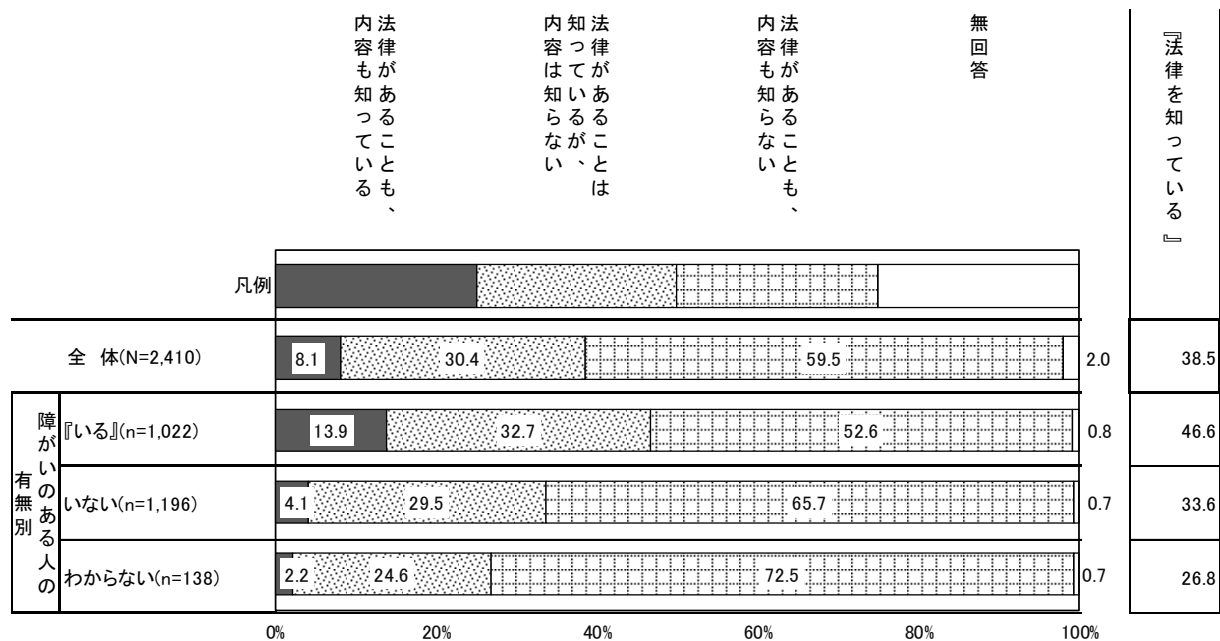
図表 障害者差別解消法の認知度【性・年代別】



自分自身, または日常的に関わりのある人で障がいのある人の有無別 (問 32, 124 ページ参照) にみると、『いる』では, 「法律があることも, 内容も知っている」の割合が 13.9% となっており, 他の項目に比べて高くなっている。

図表 障害者差別解消法の認知度

【自分自身, または日常的に関わりのある人で障がいのある人の有無別】



※自分自身, または日常的に関わりのある人で障がいのある人の有無別(図表では「障がいのある人の有無別」と略す。)の定義

- ・『いる』: 問32(※複数回答: すべて)で「自分自身, 家族や身近な親族」, 「自分自身, 家族や身近な親族以外で日常的に関わりのある人」と回答した人
- ・『いない』: 問32(※複数回答: すべて)で「いない」と回答した人
- ・『わからない』: 問32(※複数回答: すべて)で「わからない」と回答した人

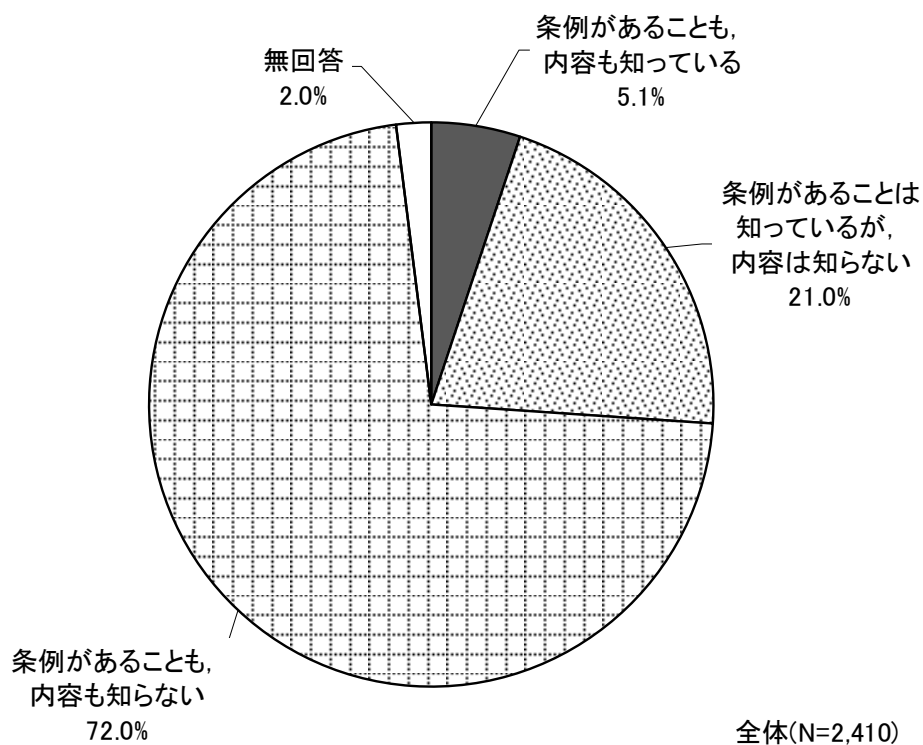
(7) 福岡市障がい者差別解消条例の認知度

問 34 あなたは、「福岡市障がい者差別解消条例*」(平成 31 年 1 月 1 日施行)を知っていますか。あてはまるものを**1つだけ**選び、番号に○をつけてください。

福岡市障がい者差別解消条例について聞いたところ、「条例があることも、内容も知らない」が 72.0%と最も多く、次いで「条例があることは知っているが、内容は知らない」(21.0%)となっている。

また、『条例を知っている』(=「条例があることも、内容も知っている」+「条例があることは知っているが、内容は知らない」)の割合は 26.1%となっている。

図表 福岡市障がい者差別解消条例の認知度【全体】



『条例を知っている』 26.1%

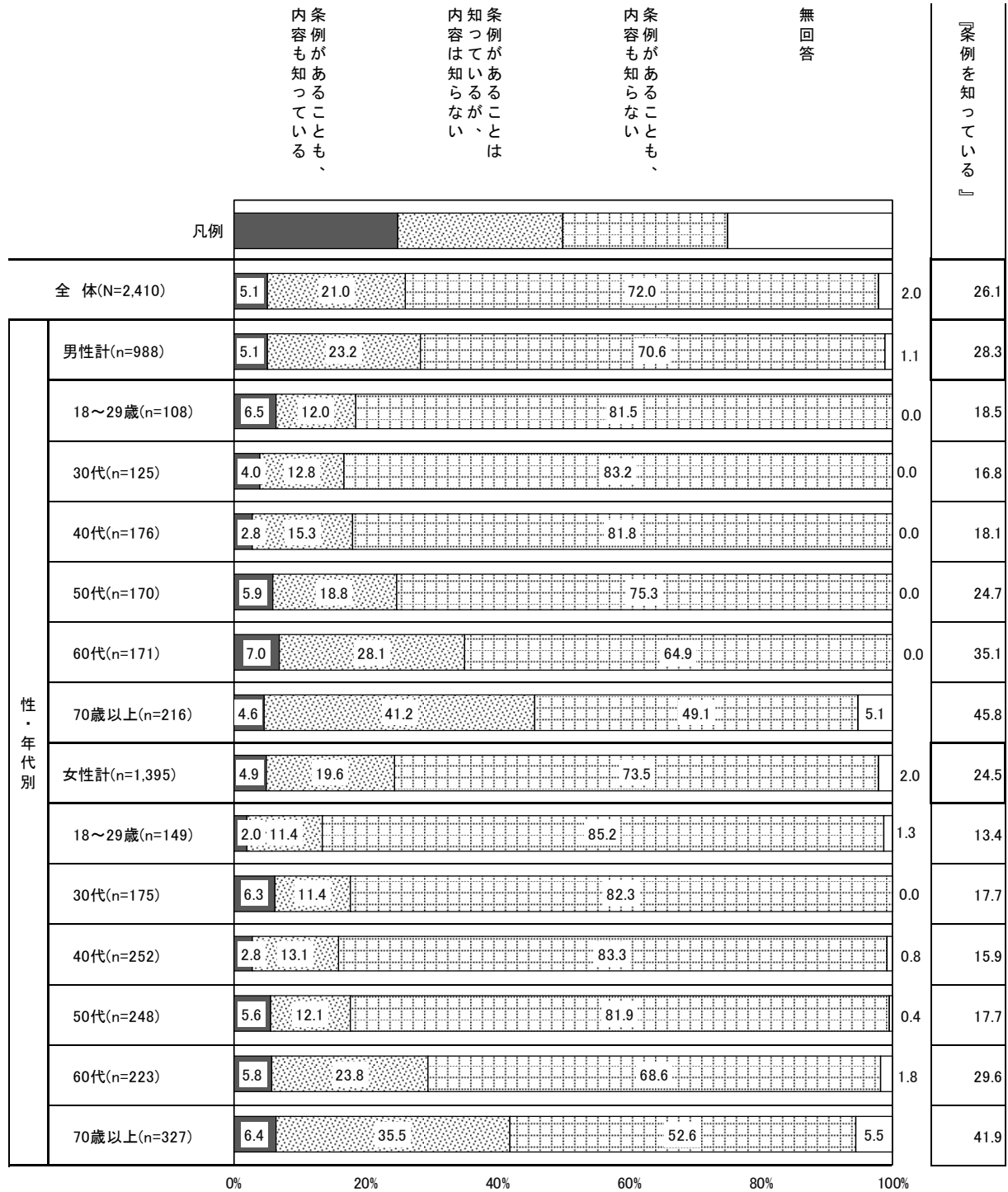
※「障害者差別解消法」 ※「福岡市障がい者差別解消条例」

障害者差別解消法(正式名称:障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)や福岡市障がい者差別解消条例(正式名称:福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例)は、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現するために制定された法律と条例です。

性別にみると、大きな違いはみられない。

性・年代別にみると、男女とも70歳以上では『条例を知っている』の割合が4割を超えており、他の性・年代に比べて高くなっている。

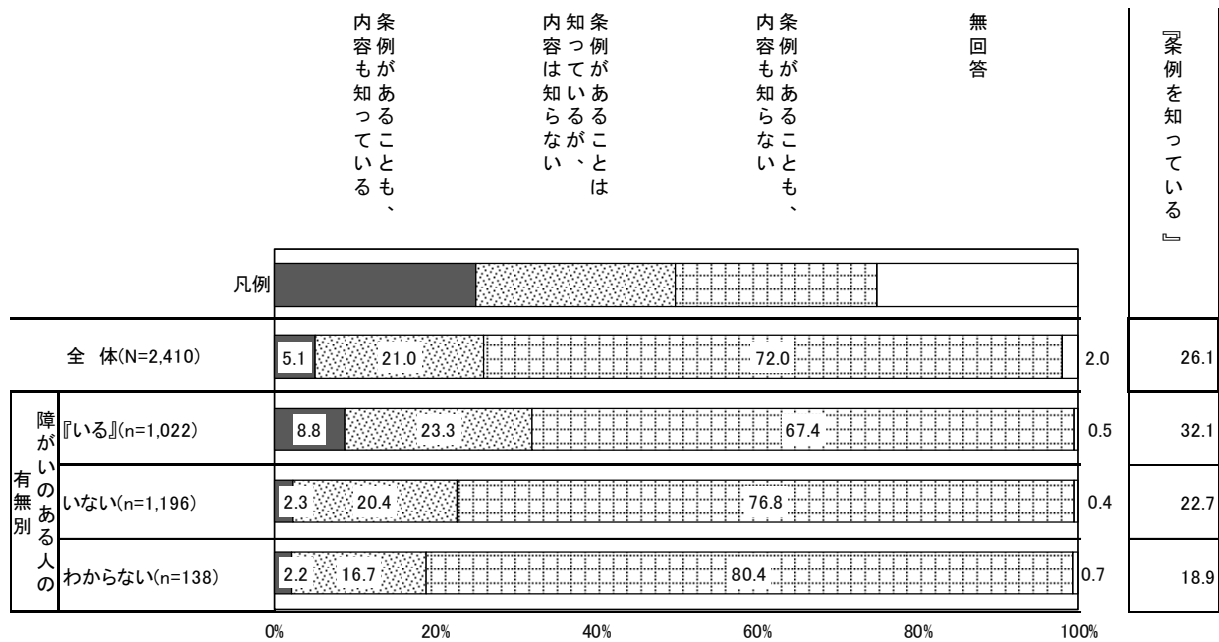
図表 福岡市障がい者差別解消条例の認知度【性・年代別】



自分自身, または日常的に関わりのある人で障がいのある人の有無別 (問 32, 124 ページ参照) にみると、『いる』では, 「条例があることも, 内容も知っている」の割合が 8.8% となっており, 他の項目に比べて高くなっている。

図表 福岡市障がい者差別解消条例の認知度

【自分自身, または日常的に関わりのある人で障がいのある人の有無別】



※自分自身, または日常的に関わりのある人で障がいのある人の有無別(図表では「障がいのある人の有無別」と略す。)の定義

- ・『いる』: 問32(※複数回答: すべて)で「自分自身, 家族や身近な親族」, 「自分自身, 家族や身近な親族以外で日常的に関わりのある人」と回答した人
- ・『いない』: 問32(※複数回答: すべて)で「いない」と回答した人
- ・『わからない』: 問32(※複数回答: すべて)で「わからない」と回答した人

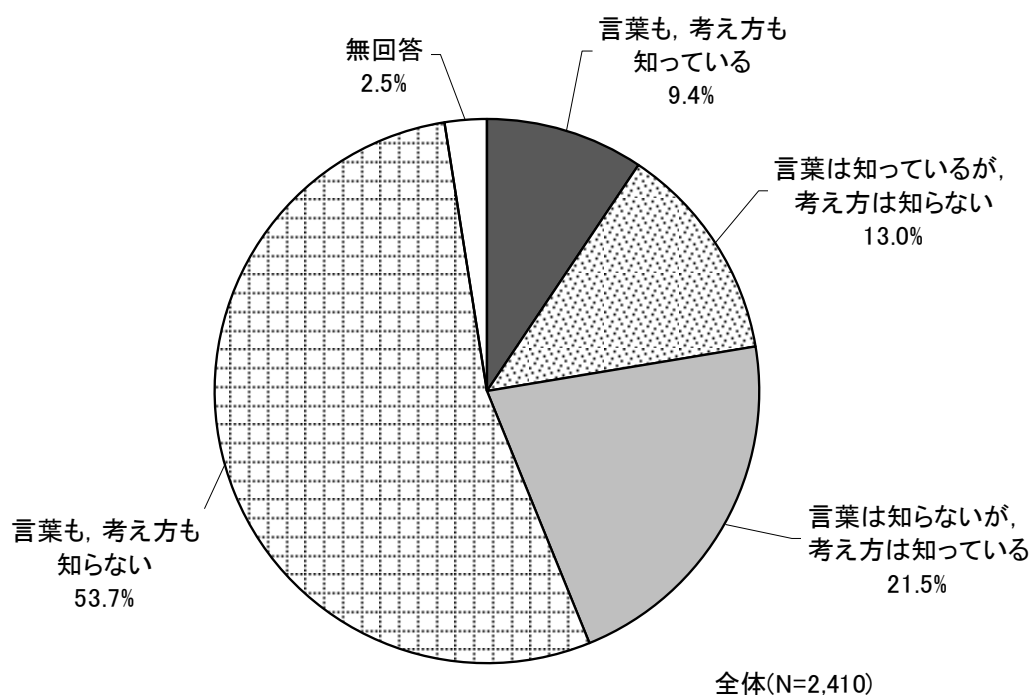
(8)「障がいの社会モデル」の認知度

問 35 あなたは、「障がいの社会モデル^{*}」という言葉や、考え方を知っていますか。あてはまるものを**1つだけ**選び、番号に○をつけてください。

「障がいの社会モデル」という言葉や、考え方について聞いたところ、「言葉も、考え方も知らない」が 53.7%と最も多く、次いで「言葉は知らないが、考え方は知っている」(21.5%)となっている。

また、『言葉、考え方の両方または一方を知っている』(=「言葉も、考え方も知っている」+「言葉は知っているが、考え方は知らない」+「言葉は知らないが、考え方は知っている」)の割合は 43.9%となっている。

図表 「障がいの社会モデル」の認知度【全体】



『言葉、考え方の両方または一方を知っている』 43.9%

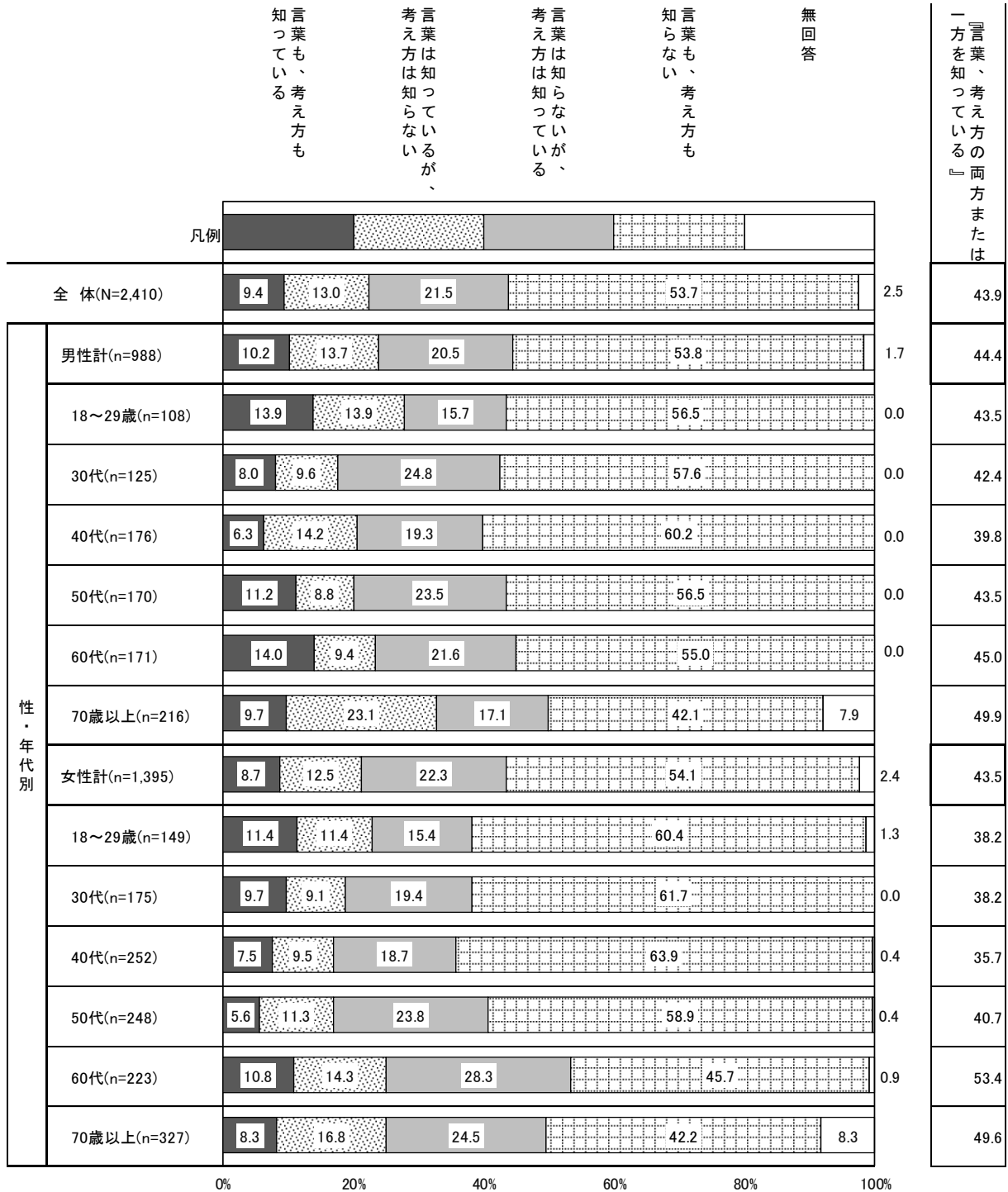
※「障がいの社会モデル」

障がいのある人が日常生活や社会生活で制限を受ける原因が、個人の心身機能の障がいのみにあるのではなく、例えば、車いすの方が通りにくくなる道路の段差など、社会の構造側にあるとする考え方です。

性別にみると、大きな違いはみられない。

性・年代別にみると、男性 70 歳以上、女性 60 代以上では『言葉、考え方の両方または一方を知っている』の割合が5割前後となっており、他の性・年代に比べて高くなっている。

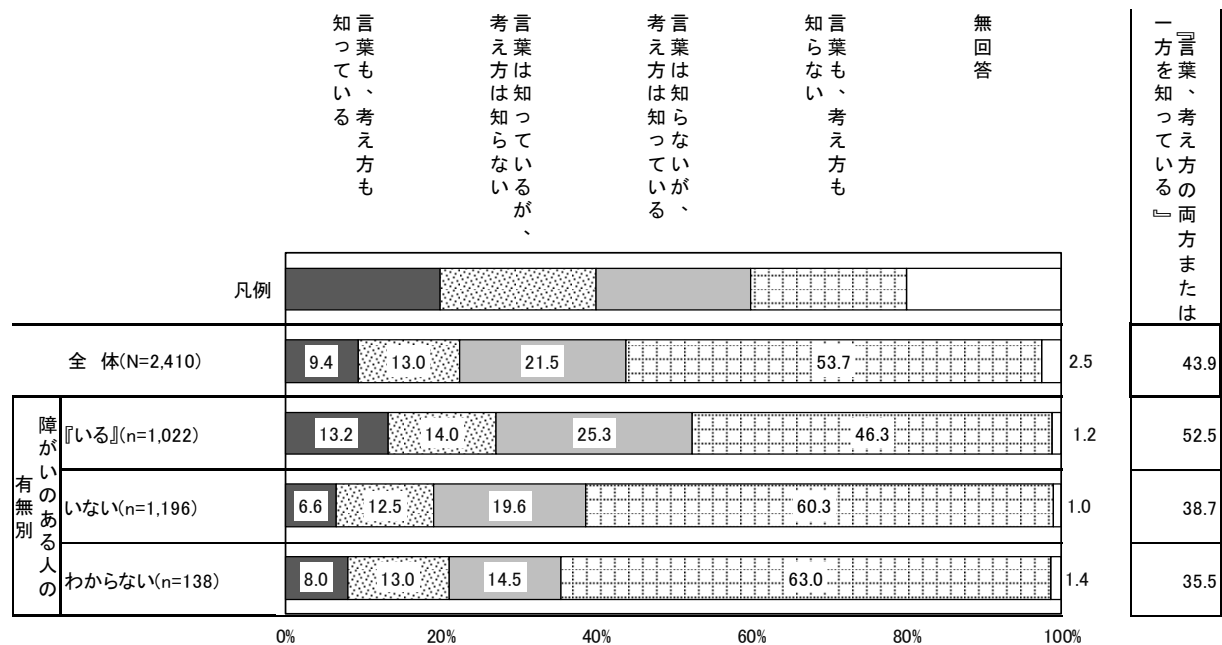
図表 「障がいの社会モデル」の認知度【性・年代別】



自分自身、または日常的に関わりのある人で障がいのある人の有無別（問 32, 124 ページ参照）にみると、『いる』では、「言葉も、考え方も知っている」の割合が 13.2%となっており、他の項目に比べて高くなっている。

図表 「障がいの社会モデル」の認知度

【自分自身、または日常的に関わりのある人で障がいのある人の有無別】



※自分自身、または日常的に関わりのある人で障がいのある人の有無別（図表では「障がいのある人の有無別」と略す。）の定義

- ・『いる』: 問32(※複数回答: すべて)で「自分自身、家族や身近な親族」, 「自分自身、家族や身近な親族以外で日常的に関わりのある人」と回答した人
- ・『いない』: 問32(※複数回答: すべて)で「いない」と回答した人
- ・『わからない』: 問32(※複数回答: すべて)で「わからない」と回答した人

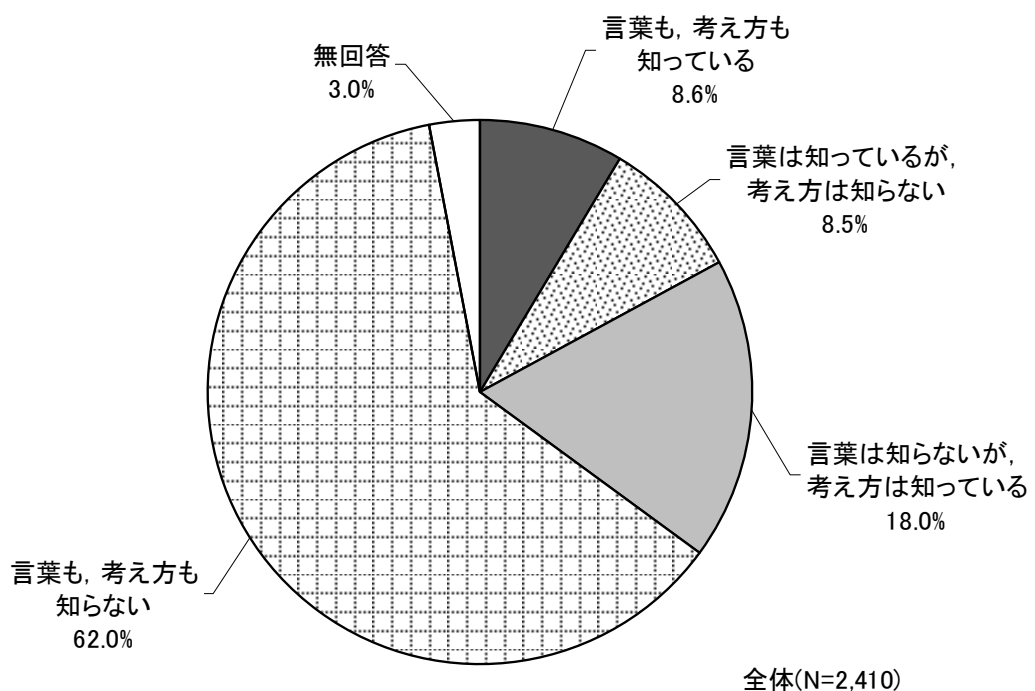
(9)「合理的配慮の提供」の認知度

問 36 あなたは、「合理的配慮の提供*」という言葉や、考え方を知っていますか。あてはまるものを**1つだけ**選び、番号に○をつけてください。

「合理的配慮の提供」という言葉や、考え方について聞いたところ、「言葉も、考え方も知らない」が 62.0%と最も多く、次いで「言葉は知らないが、考え方は知っている」(18.0%)となっている。

また、『言葉、考え方の両方または一方を知っている』(=「言葉も、考え方も知っている」+「言葉は知っているが、考え方は知らない」+「言葉は知らないが、考え方は知っている」)の割合は 35.1%となっている。

図表 「合理的配慮の提供」の認知度【全体】



『言葉、考え方の両方または一方を知っている』 35.1%

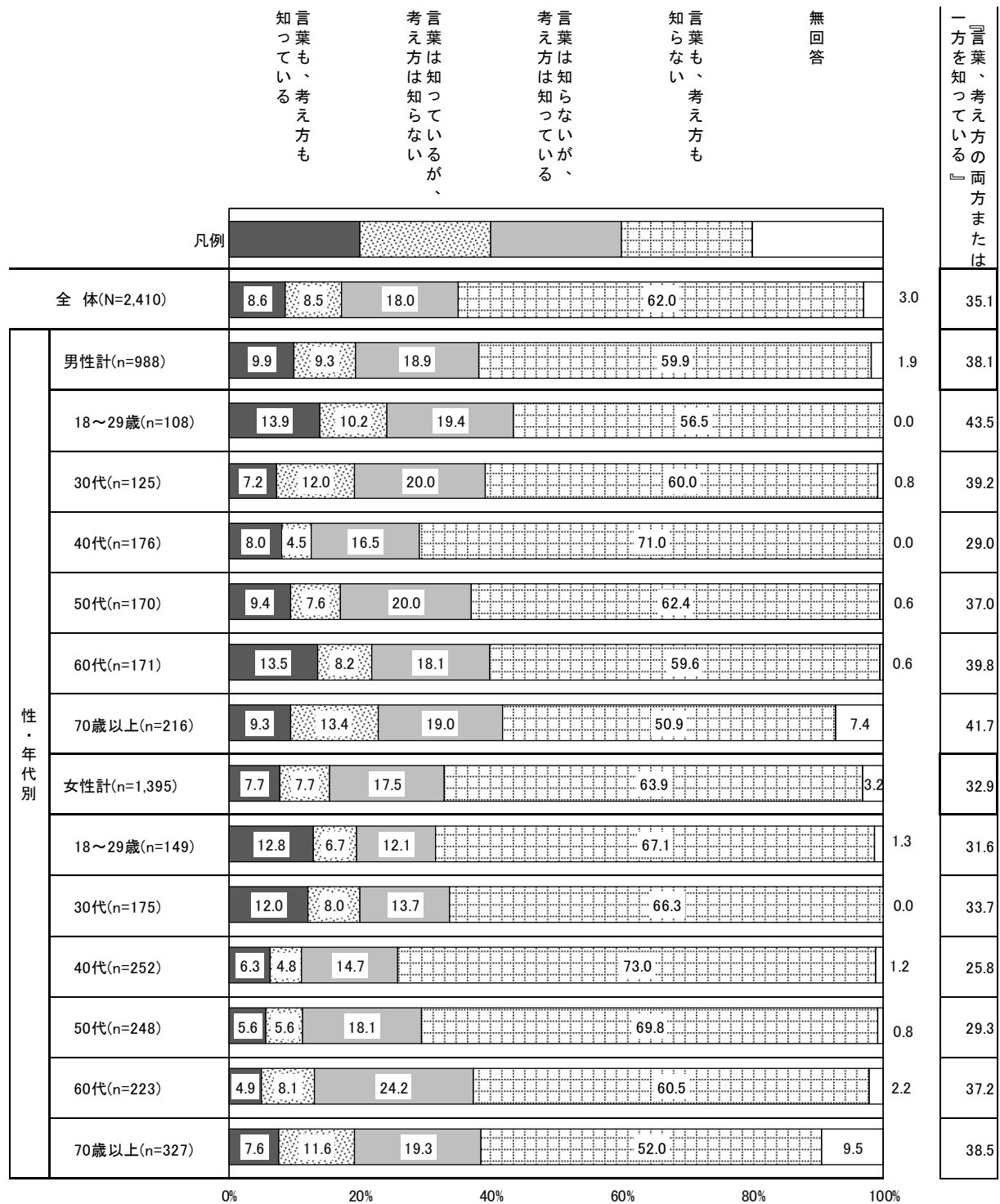
※「合理的配慮の提供」

障がいのある人などから、社会的障壁（障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念など一切のものをいいます。）を取り除いてほしいという求めがあったときに、その時々状況に応じて、社会的障壁を取り除いたり、そのための努力をすることをいいます。

性別にみると、男性では『言葉、考え方の両方または一方を知っている』（38.1%）の割合が女性（32.9%）に比べて5.2ポイント高くなっている。

性・年代別にみると、男性 18～29 歳・70 歳以上で『言葉、考え方の両方または一方を知っている』の割合が4割を超えており、他の性・年代に比べて高くなっている。

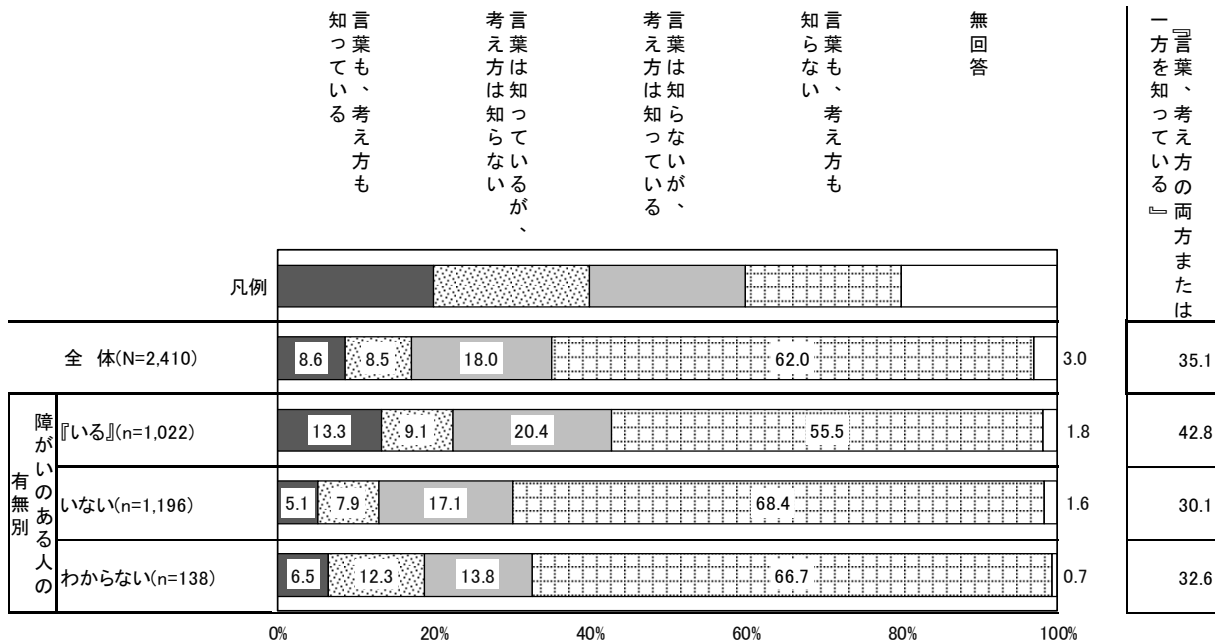
図表 「合理的配慮の提供」の認知度【性・年代別】



自分自身、または日常的に関わりのある人で障がいのある人の有無別（問 32, 124 ページ参照）にみると、『いる』では、「言葉も、考え方も知っている」の割合が 13.3%となっており、他の項目に比べて高くなっている。

図表 「合理的配慮の提供」の認知度

【自分自身、または日常的に関わりのある人で障がいのある人の有無別】



※自分自身、または日常的に関わりのある人で障がいのある人の有無別（図表では「障がいのある人の有無別」と略す。）の定義

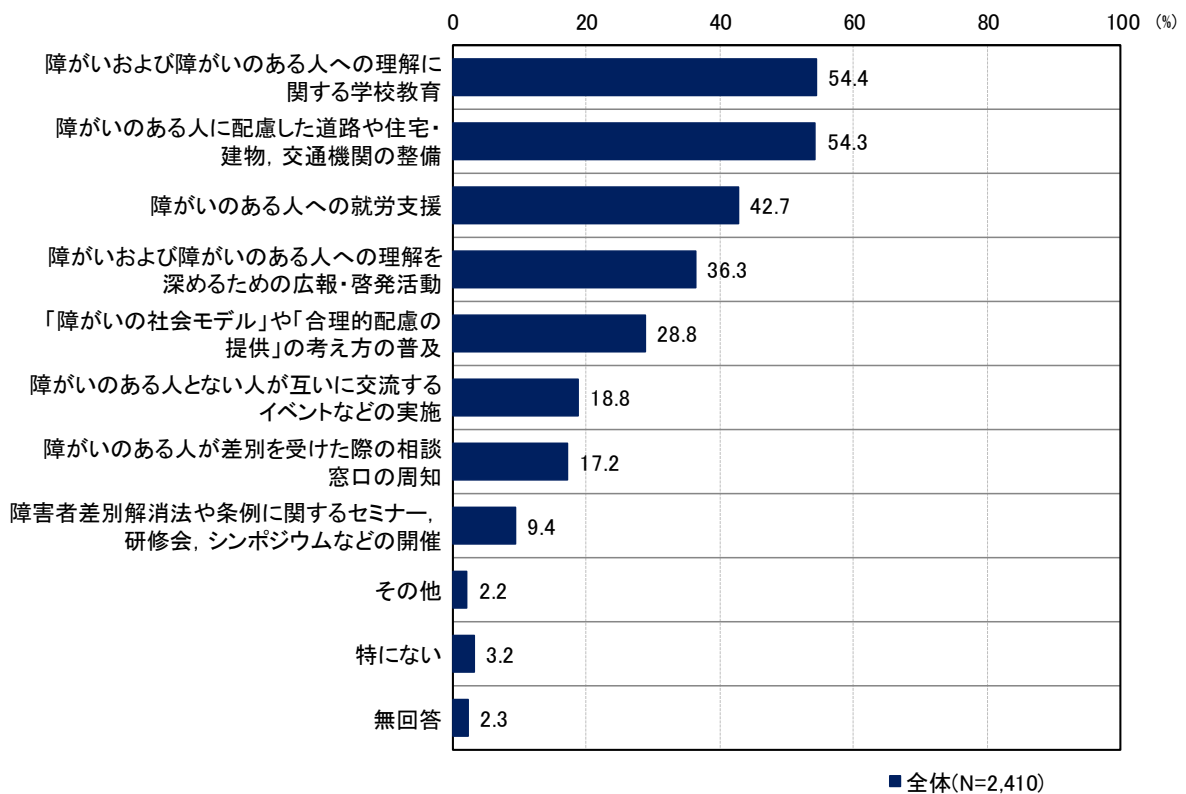
- ・『いる』: 問32(※複数回答: すべて)で「自分自身、家族や身近な親族」、「自分自身、家族や身近な親族以外で日常的に関わりのある人」と回答した人
- ・『いない』: 問32(※複数回答: すべて)で「いない」と回答した人
- ・『わからない』: 問32(※複数回答: すべて)で「わからない」と回答した人

(10) 今後力を入れるべき取り組み

問 37 福岡市は、市民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指しています。そのために、今後福岡市は、どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。特にあてはまるものを**3つまで**選び、番号に○をつけてください。

市民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現のために今後力を入れるべき取り組みを聞いたところ、「障がいおよび障がいのある人への理解に関する学校教育」が54.4%と最も多く、次いで「障がいのある人に配慮した道路や住宅・建物、交通機関の整備」(54.3%)、「障がいのある人への就労支援」(42.7%)となっている。

図表 今後力を入れるべき取り組み【全体】※複数回答（3つまで）



性別にみると、男性では「障がいおよび障がいのある人への理解を深めるための広報・啓発活動」(42.8%)の割合が女性(31.9%)に比べて10.9ポイント高くなっている。また、女性では「障がいのある人に配慮した道路や住宅・建物、交通機関の整備」(58.1%)の割合が男性(49.9%)に比べて8.2ポイント高くなっている。

性・年代別にみると、男性30代・40代、女性18歳～40代では「障がいおよび障がいのある人への理解に関する学校教育」の割合が6割を超え、他の性・年代に比べて高くなっている。

図表 今後力を入れるべき取り組み【性・年代別】※複数回答(3つまで)

		単位:%											
調査数		障がいおよび障がいのある人への理解に関する学校教育	障がいのある人に配慮した道路や住宅・建物、交通機関の整備	障がいのある人への就労支援	障がいおよび障がいのある人への理解を深めるための広報・啓発活動	「障がいの社会モデル」や「合理的配慮の提供」の考え方の普及	障がいのある人となない人が互いに交流するイベントなどの実施	障がいのある人が差別を受けた際の相談窓口の周知	障害者差別解消法や条例に関するセミナー、研修会、シンポジウムなどの開催	その他	特になし	無回答	
全体	2,410	54.4	54.3	42.7	36.3	28.8	18.8	17.2	9.4	2.2	3.2	2.3	
性・年代別	男性計	988	51.9	49.9	41.3	42.8	29.0	18.7	17.6	12.8	2.6	3.4	1.6
	18～29歳	108	52.8	49.1	42.6	36.1	28.7	18.5	19.4	7.4	6.5	5.6	0.9
	30代	125	65.6	51.2	42.4	27.2	34.4	17.6	18.4	9.6	1.6	3.2	-
	40代	176	64.2	53.4	38.6	34.7	31.8	22.7	19.3	10.2	1.1	1.7	0.6
	50代	170	50.0	53.5	46.5	44.7	29.4	13.5	14.7	14.7	2.9	2.9	-
	60代	171	46.8	52.0	42.7	49.1	29.2	19.9	16.4	12.9	4.1	2.9	0.6
	70歳以上	216	40.3	41.7	38.0	56.5	23.1	20.4	18.5	17.6	1.4	3.7	6.0
	女性計	1,395	56.5	58.1	44.3	31.9	28.7	18.9	17.1	7.0	1.9	2.9	2.2
	18～29歳	149	60.4	54.4	47.7	22.8	28.9	20.8	18.8	4.0	4.0	3.4	1.3
	30代	175	65.1	64.0	46.9	25.7	32.0	14.3	13.7	4.6	2.9	2.9	-
	40代	252	63.5	55.2	44.0	32.1	32.9	15.5	15.5	7.5	1.2	1.6	0.8
	50代	248	58.9	61.3	46.4	29.4	37.1	17.3	13.7	7.3	1.2	2.0	0.4
60代	223	50.7	58.3	46.6	41.7	26.5	18.4	18.8	8.5	1.8	3.1	0.9	
70歳以上	327	47.7	56.9	37.9	35.5	18.7	23.5	21.1	8.0	1.5	4.0	6.7	

自分自身, または日常的に関わりのある人で障がいのある人の有無別 (問 32, 124 ページ参照) にみると, 大きな違いはみられない。

図表 今後力を入れるべき取り組み

【自分自身, または日常的に関わりのある人で障がいのある人の有無別】※複数回答 (3 つまで)

単位: %

	調査数	障がいおよび学校教育に関する	障がいのある人に配慮した道路や住宅・建物、交通機関の整備	障がいのある人への就労支援	障がいおよび障がいのある人への理解を深めるための広報・啓発活動	「障がいの社会モデル」や「合理的配慮の提供」の考え方の普及	障がいのある人となない人が互いに交流するイベントなどの実施	障がいのある人が差別を受けた際の相談窓口の周知	障害者差別解消法や条例に関するセミナー、研修会、シンポジウムなどの開催	その他	特になし	無回答	
全体	2,410	54.4	54.3	42.7	36.3	28.8	18.8	17.2	9.4	2.2	3.2	2.3	
障がいの有無別	『いる』	1,022	56.0	55.7	45.9	35.8	31.2	19.8	18.1	9.6	3.3	1.7	0.7
	いない	1,196	55.8	55.1	42.7	37.9	27.9	18.1	16.6	9.3	1.3	3.7	1.3
	わからない	138	47.1	52.2	30.4	34.1	26.1	21.7	21.0	9.4	2.2	8.0	1.4

※自分自身, または日常的に関わりのある人で障がいのある人の有無別 (図表では「障がいのある人の有無別」と略す。) の定義

- ・『いる』: 問32 (※複数回答: すべて) で「自分自身, 家族や身近な親族」, 「自分自身, 家族や身近な親族以外で日常的に関わりのある人」と回答した人
- ・『いない』: 問32 (※複数回答: すべて) で「いない」と回答した人
- ・『わからない』: 問32 (※複数回答: すべて) で「わからない」と回答した人